

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画

実施状況報告書(令和2年度)

東 員 町

子ども家庭課児童福祉係

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本目標1 妊娠期から子どもを産み、育てる親への支援の充実

施策1 親の意識啓発事業の充実

地域で子どもと子育て家庭を温かく見守り、子ども・子育て支援を推進できるよう、住民や地域団体、企業などを含めた地域全体の子ども・子育て支援についての理解を促進するとともに、子どもの人権・権利を守りながら、子どもと子育て家庭を見守り支えていくための地域づくりを推進します。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
1	子ども・子育て支援への理解の促進と意識啓発	地域全体で子どもの健全育成や子育て支援に取り組めるよう、さまざまな機会や広報の媒体を通じた情報提供を行い、地域での子育ての重要性に対する理解と子育て支援の意識啓発を推進します。	母子保健推進員への参加促進	地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、住民と行政をつなぐ地域の相談役として活動する母子保健推進員の取り組みを周知し、参加促進しています。また、交流会・研修会を開催し、地域での子育て支援の重要性の意識啓発を図っています。今後は、活動範囲の拡大や参加者増を目指します。	子ども家庭課	交流会等開催数/6回 参加者数/106人
2	子どもの権利の尊重	「児童の権利に関する条約」の理念や、「みんなと一歩ずつ未来へ向かっていく東員町子どもの権利条例*」に定められた6つの権利(愛される権利、守られる権利、自分らしく生きる権利、育つ権利、ともに生きる権利、意見を表明し、参加する権利)を尊重し、子ども達が「権利の主体」として自覚や意識を持てるよう、子どもの権利の意識向上に向けた取り組みを実施し、すべての子ども達が愛し愛され幸せに暮らせる町づくりを推進します。 また、三重県同和教育基本方針・三重県人権教育基本方針・東員町人権教育基本方針に基づく教育や啓発事業を実施します。	人権教育・青少年育成推進事業の開催及び街頭啓発	人権啓発の推進として講演会や研修会の開催、街頭啓発等を通して、すべての子どもの人権が保護・尊重され、地域社会みんなで見守り、支え合えるよう広く人権啓発に努めます。「人権教育・青少年育成推進事業」は、平成26年度まで講演会を実施し、平成27年度からは、同時期に開催している「青少年の主張」、人権啓発映画の上映を実施しています。令和3年度からは事業の対象を子ども、教員等を中心とし、幼少期からの人権教育に力を入れていきたいと考えています。なお、人権教育・青少年育成推進事業は人権標語コンクール表彰式、青少年の主張、人権講座の構成になり、人権啓発映画の上映は行いません。	町民課	・「人権教育・青少年育成推進事業」(人権標語コンクール表彰式、青少年の主張、人権啓発映画の上映) 開催日:12月5日(土)を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 ・人権標語コンクール 大賞1名、入賞7名
			講演会等や町の広報媒体を通じた子どもの権利の意識啓発	各小・中学校の児童・生徒や関係機関などに子ども権利条例の概要版を配布し、その啓発に努めました。また、ワークショップや小学生と町長との懇談会を開催しています。5年ごとにアンケートを実施し、子どもの権利についての意識や実態の把握を行い、効果検証を行っていきます。	子ども家庭課	ワークショップ開催数/1回 参加者数/30人
			員弁地区「子ども人権フォーラム」、人権教育中学校区連絡会、子ども支援ネットワーク、とういん子どもの権利の日(週間)	員弁地区「子ども人権フォーラム」への参加、人権教育中学校区連絡会、子ども支援ネットワーク(中学校区)、とういん子どもの権利の日(週間)に対する取り組み等、学校教育を通じた人権教育を継続実施します。	学校教育課	各取組への参加校 8/8校
3	男女がともに参画する「子育て」しやすい社会づくり	女性の社会進出や男性の育児参加が進むなか、男女がともに子育てに取り組める社会を築くため、家庭、地域、企業などと連携し、男女共同参画社会の実現に向けて意識啓発を進めます。	男女がともに参画する子育て社会づくり啓発事業	性別による役割分担の意識の撤廃と、自分らしく子育てができる社会を築くため、男女共同参画推進委員と協働して、親しみやすい内容での意識啓発を進めていきます。年によって開催内容は異なりますが、映画上映や講演会等のイベントを通して意識啓発を進めています。	町民課	・三重県内男女共同参画連携映画祭2020 開催日:7月11日(土)を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 ・男女共同参画講座 開催日:10月中旬を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
4	子育て家庭への教育の推進	母子保健と子育て支援活動の連携事業や「東員町16年一貫教育プラン*」の取り組みを通して、子どもの成長段階に応じた知識の普及や子どもと親の関わり方など、家庭での子育てや教育力の向上のための意識啓発を推進します。また、青少年育成町民会議による子育て(支援)に関わる人を対象とした「子育てのつどい」を開催し、講演会や分散会を通じ、家庭教育についての意識啓発と悩みの解消、仲間づくりを推進します。	子育てに係る教室や相談事業の実施による知識の普及と交流の場の提供	保健福祉センターや子育て支援センターで、離乳食教室、親子ミニサロン、育児相談等を開催しています。今後は、より多くの子育てに関わる方が交流できるよう、子育て支援センターを拠点として、行事を企画していきます。	子ども家庭課	各種教室等参加者数(延べ) 離乳食教室/80人 親子ミニサロン/12人 育児相談/369人
			東員町16年一貫教育プランによる子育て・保育・教育の推進	「子育ての手引き版」の活用、子育て学習会の開催、園校便りでの発信等を通して、子育てのコツ等を保護者に啓発する中で、学校・家庭・地域・行政が一体となった子育て力の向上を目指していきます。	学校教育課	子育て学習会の開催 2/14園校 (コロナ感染症で自粛) 園校だよりでの啓発 14/14園校
			講演会やワークショップの開催	行政と地域やNPO等で活動されている方々と連携し、親の子育てへの負担緩和や安心して子育て・子育てができる環境づくりに取り組みます。	社会教育課	講演会/なし *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
5	父親の子育て参画の促進	マタニティ教室や親子で参加できる教室の開催を通じ、父親の育児参加に関する意識啓発を推進します。また、土曜日には子育て支援センターを開放し、父親や祖父母と過ごす場を提供します。(年2回)	子育て支援センターや各種子育て教室への父親参加促進	子育て支援センターでは年2回の土曜日開放、マタニティ教室では年3回の日曜日開催を実施し、父親の参加促進を図っています。今後は、父親もより参加しやすい事業を目指し、内容の改善や休日開催を実施していきます。	子ども家庭課	休日開催参加者数 支援センター/0人※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為中止 マタニティ教室/18人
			親子外遊び教室、運動教室	親子外遊び教室、運動教室(野球・サッカー・縄跳びなど)を開催しています。父親に対して、子育てに関わることを促す事業の継続と関係機関を通じた意識啓発を推進します。	学校教育課	親子外遊び教室、運動教室の実施 0/6園 (コロナ感染症で自粛)

施策2 すべての母子に対する母子保健事業の充実

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
6	1 妊産婦保健の充実	母子健康手帳・母子保健のしおりの交付など、妊娠・出産・育児に関する知識や情報を提供し、妊産婦が安心して妊娠・出産・育児に臨むことができるよう支援します。妊婦一般健康診査や産婦健康診査の受診の勧奨を行うことで、妊産婦の異常の早期発見に努め、母子の心身の健全成長を促します。	妊婦一般健康診査及び産婦健康診査の実施と受診啓発	1回の妊娠・出産に際し、14回の妊婦一般健康診査と2回の産婦健康診査の費用を助成しています。母子の健全な成長を促し、産後うつを予防します。今後は、マタニティ教室等の場を活用して、健康診査の必要性を啓発し、受診勧奨に努めます。	子ども家庭課	妊婦健診受診率/81.2% 産婦健診/78%
7	2 乳幼児とその母に対する支援の充実	産後の母の健康状態や生活面の保健指導、母乳ケア、育児に関する支援等を通じ、産後も安心して子育てができるよう支援します。体操や交流会などを通して、産後間もない母への心身のケアを促し、子育てに前向きに取り組めるよう支援します。また、地域の子育て支援に関する情報を提供するとともに、途切れのない支援に向けた取り組みを検討します。	産後ケア事業実施による産婦支援	三重県助産師会に委託し、訪問型の産後ケア事業を実施し、産婦の乳房管理、母体管理及び生活面の保健指導を行っています。今後は、国のガイドラインに沿って、通所型や入所型のサービスも取り入れ、支援の拡充を図ります。	子ども家庭課	利用件数(延べ) 訪問型/80件 通所型/-件 宿泊型/-件

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
8	3	乳幼児の健康診査の充実	乳児一般健康診査として、4か月児健診、10か月児健診の受診を勧奨するとともに、新生児、乳児の訪問指導を充実させ、子どもの発育、発達や育児不安に対する保護者の悩みへの対応を速やかにできるように努めます。幼児健康診査については、1歳6か月児、3歳6か月児を対象に実施し、子どもの身体的発達、精神発達の面からも重要な時期であることから、子どもの健全育成と保護者への育児支援を図ります。また、2歳6か月児健康診査の実施に向けた検討を行います。	4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診の実施と受診勧奨	4か月児健診と10か月児健診は、医療機関での個別健診を実施し、1歳6か月児健診と3歳児健診は集団健診を実施しています。未受診者については、電話等で受診勧奨を行っています。個別健診は集団健診よりも受診率が低く、乳児訪問や子育て教室の際に受診勧奨を行い、受診率の向上を目指します。	子ども家庭課	健診受診率 4か月児健診/100% 10か月児健診/99.5% 1歳6か月児健診/99.0% 3歳児健診/100%
9	4	歯科健診の推進	虫歯になりやすい1歳6か月から3歳までの幼児を対象に歯科健診受診の勧奨を行い、虫歯の予防、早期発見、早期治療の重要性を積極的に啓発し、幼児歯科健診の受診率の向上を目指します。また、妊婦に対する歯科健診の受診勧奨を進めます。	幼児歯科健診及びフッ素塗布助成、妊婦歯科健診の実施と受診勧奨	1歳6か月児健診及び3歳児健診時に歯科健診(集団)を実施し、2歳児に対しては歯科医院での個別健診を実施しています。また、フッ素塗布助成、妊婦に対する歯科健診(個別)も実施しています。様々な機会を利用して、歯科健診の重要性を啓発し、歯科健診の受診率の向上を目指します。	子ども家庭課	健診受診率 幼児歯科健診/73.8% 妊婦歯科健診/31.2%
10	5	保健に関する各種教室などの開催および支援	乳幼児の親子を対象とした各種教室を開催し、保健・健康に関する知識、技術、情報などを提供するほか、保護者同士の交流の場とし、育児不安の解消につなげます。	子育て教室や相談事業の実施による知識の普及と交流の場の提供	保健福祉センターや子育て支援センターで、離乳食教室、親子ミニサロン、育児相談等を開催しています。今後は、より多くの子育てに関わる方が交流できるよう、子育て支援センターを拠点として、行事を企画していきます。	子ども家庭課	各種教室等参加者数(延べ) 離乳食教室/80人 親子ミニサロン/0人※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、センター利用者に資料を2回配布する形へ変更 育児相談/369人
11	6	不妊・不育症に悩む夫婦への支援の推進	不妊・不育症治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、治療費等の一部を助成します。	町独自の助成事業の実施	国及び県の助成に加え、町独自で1年度上限20万円の不妊治療費の助成を行っています。今後、不妊治療費の保険適用への制度改正に伴い、町独自の助成事業も見直し、支援の継続を図ります。	子ども家庭課	町独自助成件数/41件

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

施策3 子育てしやすい就労環境の創出

多様化する家族形態と社会情勢の変化に対応した就労環境の整備を推進するため、事業者の労働基準法やその他の関連法令等の遵守はもとより、多様化するハラスメント対策、ワーク・ライフ・バランス等の重要性について、周知、啓発に努めます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
12	1 事業者への啓発	町内事業者の経営支援などを行う商工会と連携を図り、従来からの当会広報誌やパンフレット等での案内に加え、講習会や説明会等を活用した取り組みができるよう協議します。	経営改善普及事業の実施	商工会窓口設置のパンフレットスタンドに、三重県が推進する「再就職して働く女性が活躍できる職場環境づくり」、「職場におけるマタハラ、パタハラ防止マニュアル」や、厚生労働省発行の「中小企業のための女性活躍推進事業」等の啓発チラシを配架し、子育ても仕事もしやすい職場環境の啓発活動を行いました。働き方改革が進む中、仕事や家庭の両立がしやすい職場環境への取り組みは、やる気や働きがいが高揚させるとともに、職場の活性化及び生産性の向上に大きな効果をもたらします。今後も商工会の自主活動の中で、長期的に捉え、働きながら子育てができるワーク・ライフ・バランスへの意識改革や女性の就業支援の取り組みを継続して推進します。	産業課	取り組みにあたり、広報のみに限らず、商工会窓口での対応及び啓発チラシを配架、会員への郵送などの啓発活動を実施。
13	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに子育てに取り組める社会を築くため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するよう、家庭、地域、企業などに対する意識啓発を進めます。	「女性の就職サポート事業」 「多様で働きやすい職場づくり支援事業」	男女がともに子育てに取り組める社会を築くため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するよう、家庭、地域、企業等に対する意識啓発を進めます。	町民課	・「女性の就職サポート事業」(オンライン) 参加者:6名 ・「多様で働きやすい職場づくり支援事業」(オンライン) 参加者:2名

施策4 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、再発防止を適切に行うため、関係機関や地域との連携強化に取り組みます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
14	1 児童虐待の発生予防および早期発見と再発防止の推進	福祉、保健、医療、教育、警察などの各関係行政機関と住民をメンバーとした要保護児童等対策地域協議会を中核に、児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応に継続して努めます。また、児童虐待の発生予防や再発防止のため、広域な情報の連携を継続するとともに、関係機関における児童虐待防止に対する意識向上のための取り組みを進めます。	東員町要保護児童等対策地域協議会の運営	代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し、関係機関等で情報交換や支援内容の協議を行っています。また、県のスーパーバイザー・アドバイザー派遣事業を利用し、協議会の運営・ケース検討についての助言を得て、改善に取り組んでいます。ケース数が増加傾向であり、情報交換や協議を効率的に実施できるよう、運営を見直していきます。	子ども家庭課	各種会議開催数 代表者会議/1回 実務者会議/3回 個別ケース会議/27回

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本目標2 子育て・子育ての支援の充実

施策1 多様な保育・託児サービスの充実

利用者の多様なニーズを十分に踏まえてサービスの提供体制を整備し、地域の実情に応じたきめ細やかな保育サービスをより一層充実するとともに、保護者の用事や病気、仕事やリフレッシュの時に子どもを預けることのできるサービスを確保します。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
15	1 幼稚園・保育園の充実	幼稚園教諭、保育士が、子どもの心身の発育・発達に見合った適切な援助をし、自律性・自主性を伸ばすことができるよう、幼稚園教諭・保育士研修や指導主事研修などを通して研さんを深め、幼児教育および保育の質を高めます。保育園入園希望者の増加に対応するため、保育室の拡充を検討し、幼稚園教諭、保育士の確保に努めます。また、民間事業所による保育事業への参入等、新たな保育サービスについても検討します。	保育士・幼稚園教諭研修、指導主事研修	東員町の保育教育目標や16年一貫教育の理念に基づき、保育士・幼稚園教諭の資質向上を目指し、研修の機会を設けていきます。また県教委、県立こども心身発達医療センター、いなべ市教育研究所等が主催する各種研修会への参加、園外研修の推進、外部講師の招聘等にも積極的に取り組んでいきます。	学校教育課	指導主事研修の実施 3/6園 (コロナ感染症で自粛)
16	2 低年齢児保育・一時預かりなどの充実	各年齢の保育ニーズを踏まえて、低年齢児保育を実施します。保護者のニーズにあった、新たな保育サービスの必要性や、よりよい時間帯について協議し、検討します。	一時保育事業	通院等の理由により、子どもの預かり先が無い保護者に一時保育を提供しています。	学校教育課	半日預かり 17件 一日預かり 67件
17	3 放課後児童クラブの充実	保護者が就労などで昼間家にいない場合、小学校に就学している児童に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図るための事業として、放課後児童健全育成事業を実施するとともに、支援員の資質向上に向けた取り組みを行います。また、今後の施設整備の方向性の見直しを検討します。	学童保育の施設の運営支援及び整備	小学校区ごとに学童保育所を整備し、運営を父母会に委託しています。平成31年度には児童数の増加のため、神田地区に1施設増設し、現在は町内で7つの学童保育所が運営されています。各学童保育所に対し研修、指導、監査等を行い適正な運営を図ります。笹尾東地区の施設老朽化が課題となっており、計画的な整備を実施していきます。	子ども家庭課	学童保育所数/7か所 利用児童数/274人
18	4 新・放課後子ども総合プラン*の推進	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な体制づくりと事業実施に向け、教育委員会担当課と子育て支援担当課の連携により新・放課後子ども総合プラン*の推進に努めます。	放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な事業実施に向けた検討	現在は放課後子ども教室が実施できていません。放課後児童クラブとの一体的実施に向け、実施施設や運営スタッフの確保等が課題であり、事業内容の必要性を検討し、効果的な実施体制の構築を目指します。	子ども家庭課 学校教育課 社会教育課	—
19	5 ファミリー・サポート・センターの運営	仕事と子育ての両立を推進するため、「育児の手助けができる人」と「育児の手助けが必要な人」を結びつけるファミリー・サポート・センターを運営します。	ファミリー・サポート・センターの運営支援	地域の保育園・学童保育所への送迎、休日の預かりを実施しています。学童保育所や小学校を通じ、援助会員・依頼会員・両方会員を募集するとともに、会員への養成講座の受講を勧め、制度の周知と会員の確保に努めています。育児支援の必要性は増加していますが、それに対応できる援助会員の確保が課題となっています。地域における子育ての必要性を啓発し、会員確保に努めます。	子ども家庭課	依頼会員数/135人 援助会員数/159人 両方会員数/32人

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

施策2 子育て家庭への支援サービスの充実

各種手当等の経済的支援を行うとともに、さまざまな困難を抱えた家庭が自立し、安定した生活を送ることができるよう、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援などの充実に努めます。また、特別な支援を必要とする子どもが豊かな地域生活を送ることができるよう、個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
20	1	経済的負担の軽減	子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給、子ども医療費助成、就学援助制度*を継続して実施します。	児童手当の他、子育て家庭への給付金の支給	児童手当は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方を対象に、生活の安定や児童の健やかな成長に資することを目的として支給しています。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響による経済的負担軽減を図るため、国の給付金に加え、町の独自給付金を支給し、子育て世帯を支援しました。令和3年度に制度改正が予定されており、町民への周知を進め、円滑な制度移行を図ります。	子ども家庭課	児童手当 支給対象児童数/3,471人 支給金額/452,775,000円 子育て世帯臨時特別給付金(国庫事業) 支給児童数/3,577人 支給金額/35,770,000円 子育て支援臨時特別給付金(町単独事業) 支給児童数/3,589人 支給金額/39,870,000円
			子どもの医療費を助成	子ども医療費助成は、中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の子どもの保健の向上をもって福祉の増進を図るため、対象者に医療費を助成(未就学児は県内医療機関に限り現物給付)しています。今後も継続して実施し、福祉の増進を図ります。また、安定した制度運営のため、県の財政支援について拡充を求めていきます。	保険年金課	子ども医療費助成 受給者数/3,425人 助成金額/70,071,445円	
			就学援助事業	学校を通じて、全世帯に事業の周知を行い、必要な世帯には、就学に必要な費用の一部を援助しています。	学校教育課	小学生 137人 中学生 67人	
21	2	支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援の充実	乳幼児健診の重要性を周知し、発達に心配のある子どもを見極め、早期の療育*や専門機関へつなぐ支援を継続します。特別児童扶養手当の申請・相談や障がい者医療費助成を継続して実施します。	健診結果などで要経過観察となった子どもに対する教室や個別相談事業の実施	健診結果などで、発達に支援が必要な幼児を把握し、心理士における個別相談事業や、集団での療育教室等を開催して、母子の状況や発達を確認しながら必要な支援につなげています。支援が必要な幼児が増加しており、それに対応できるよう事業内容の見直しを行っていきます。	子ども家庭課	教室、相談事業利用者数(延べ) わくわくひろば/ 42人 にこにこひろば/ 49人 親子相談/ 30人
			あすなる学園が開発した「CLM」を用いた巡回研修の実施	「CLM巡回研修」を幼稚園・保育園で前期・後期に分けて実施しています。研修では対象とした各園の園児に対し「個別の指導計画」を立て、その実践、結果を共有します。各園に置かれたCLM推進委員が中心となって、個々の児童に対して適切な支援が行われるよう取り組んでいます。今後も、研修内容を理解、実践できる職員を増やし、支援の充実に努めます。			CLM巡回研修開催数/ 12回 CLM推進委員会開催数/ 3回
			特別児童扶養手当・障害児福祉手当の申請・相談	重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護が必要である20歳未満の在宅の人に支給される障害児福祉手当の認定申請などの窓口手続きを行っています。身体や精神に障害のある20歳未満の在宅の児童の福祉の増進を図るため、児童の養育者に支給される特別児童扶養手当の認定申請などの窓口手続きを行っています。今後も、この制度についての啓発、周知に努めます。	地域福祉課	特別児童扶養手当 受給者数 1級/ 24人(4) * ()は、うち停止中 2級/ 46人(3) * ()は、うち停止中 障害児福祉手当 受給者数 /17人	

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
			障がい者の医療費を助成	身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けた方、知的障がい者と判定された方のうち知能指数が70以下の方、療育手帳判定区分表に定める障害程度「軽度」に該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方の保健の向上をもって福祉の増進を図るため、対象者に医療費を助成(未就学児は県内医療機関に限り現物給付)しています。 今後も継続して実施し、福祉の増進を図ります。 また、安定した制度運営のため、県の財政支援について拡充を求めて行きます。	保険年金課	障がい者医療費助成 受給者数/450人 助成金額/53,449,284円
22	3	療育*事業の充実	集団や個別による療育*教室を実施し、発達に心配のある子どもの日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応力向上のためのプログラムを継続して実施します。また、小学生を対象とした療育*を実施し、途切れのない支援を行います。 また、発達の障がいを含め、障がいのある子どもに対して、児童発達支援*や放課後等デイサービス*の提供を行い、日常生活や集団生活の訓練等の支援を行います。	幼稚園・保育園の園児を対象とした療育教室の実施 保育支援員の付いている3歳児を対象に園に出向き出前療育を実施し、4歳児・5歳児には小集団の集団療育や、個別療育教室を開催しています。 今後も、園での療育教室を実施するなかで、幼稚園・保育園職員及び保育支援員の人材を育成し、保護者支援の充実を図っていきます。	子ども家庭課	各種教室開催数及び対象児童数 出前療育/ 20回(32人) 集団療育/ 36回(110人) 個別療育/ 6回(6人)
			児童発達支援・放課後等デイサービスの実施	事業所において、障がいのある子どもが、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のための必要な訓練及び集団生活への適応訓練等を継続的に受けることにより、障害児の成長を支援しています。 今後も利用の促進を図るため、制度の周知に努めます。	地域福祉課	実利用者数/ 73人 (内訳) 児童発達支援 17人 放課後等デイサービス 56人
23	4	保護者へのフォロー	障がいのある子どもが健やかに育つことのできるよりよい環境づくりのため、家族に対し、関係する職員が連携し、支援が途切れることがないように精神的な疲労緩和となる支援や日常生活における具体的支援方法の助言を行います。 障がいのある子どもが健やかに育つことのできるよりよい環境づくりのため、家族に対し、精神的な疲労緩和となる支援として、短期入所(ショートステイ)*の提供や日常生活における具体的支援と助言を行います。	発達に心配のある子どもとその保護者を対象とした学習会や交流会の実施 集団での遊びや保護者相談を行うとともに、心理士による学習会などを実施し、保護者同士の交流を促し子どもへの支援に努めています。 日常生活における具体的な支援につなげることができるよう、事業内容を充実していきます。	子ども家庭課	教室等開催数 のびのび教室/ 5回
			短期入所(ショートステイ)の実施	居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等へ短期間入所し、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行っています。 今後も利用の促進を図るため、制度の周知に努めます。	地域福祉課	実利用者数/ 2人
24	5	ひとり親家庭等の自立の促進	ひとり親家庭等の自立を促すとともに子どもの健全育成を図るため、母子・父子自立支援員や母子寡婦福祉会と連携して相談体制を充実させつつ、就労支援に努めます。また、養育支援体制を充実し、児童扶養手当の申請・相談や一人親家庭等医療費助成を継続して実施します。	児童扶養手当やひとり親家庭への資金貸付等の受付業務の実施 ひとり親家庭に支給される児童扶養手当の受付業務を行っています。また、ひとり親家庭の子どもへの修学資金貸付等相談を、北勢福祉事務所母子・父子自立支援員と連携を取って行っています。 ひとり親家庭等日常生活支援事業について利用実績がありません。支援員の確保と事業周知を行い、必要とされる方へ支援が行き届くよう努めていきます。	子ども家庭課	児童扶養手当受給資格者数/176人 (内訳)全部支給/61人 一部支給/80人 全部停止/35人 ひとり親家庭等日常生活支援事業利用件数/0件
			ひとり親の医療費を助成	20歳未満の子どもを監護している母子・父子家庭の親子及び父母のいない児童の保健の向上をもって福祉の増進を図るため、対象者に医療費を助成(未就学児は県内医療機関に限り現物給付)しています。 今後も継続して実施し、福祉の増進を図ります。 また、安定した制度運営のため、県の財政支援について拡充を求めて行きます。	保険年金課	一人親家庭等医療費助成 受給者数/454人 助成金額/11,573,397円
25	6	一時的な養育困難家庭等への支援	保護者の病気などで、子どもの面倒をみるのが困難になったときに、児童養護施設等で子どもを泊りがけで預かる「短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)*」について、広域的な対応を継続します。 また、出産後間もない時期の保護者や出産前に特に支援が必要と認められる妊婦、子育てを行うために支援が必要でありながら、さまざまな理由によって子育てのサービスが利用できない家庭に対し、子育てについての専門的な相談や助言等の支援を行う「養育支援訪問事業」を実施します。また、多胎児支援についても検討します。	桑名市内(1か所)及び四日市市内(1か所)の児童養護施設と委託契約を結び、短期入所生活援助事業を実施しています。 現状、利用者は少なく、必要とする家庭に情報が伝わるよう、関係機関や住民に対し周知を行って行きます。 養育支援訪問事業の実施 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭課の保育士または保健師が訪問し、養育に関する相談、指導、助言等必要な支援を行っています。 現状の職員体制で可能な範囲で事業を実施していますが、支援が必要となる家庭の増加に伴い、実施体制を拡充していきます。	子ども家庭課	短期入所生活援助事業利用件数/1件 養育支援訪問事業利用件数/23件 (延べ)

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
26	7	貧困家庭への支援	表に出にくい貧困世帯への支援について、関係機関と連携し、貧困家庭の自立に向けた取り組みを進めます。また、「子どもの貧困計画*」の策定に向けて検討します。	「子どもの貧困計画」策定に向けた検討	子育て支援における経済的支援については、子ども・子育て支援事業計画に基づき取り組みを進めています。 令和元年6月に努力義務化された子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画について、子ども・子育て支援事業計画の見直しに合わせ、内容を検討していきます。	子ども家庭課	—
			子どもの学習・生活支援事業の実施	県と連携し、経済的な理由で学習支援が必要と認められる世帯の子どもに対して、学習の場を提供しています。 今後も、県、関係機関等と連携し、必要な支援を行います。	地域福祉課	利用者数/ 1人	
			生活困窮者自立相談支援事業(三重県社会福祉協議会の受託事業)を活用した支援 東員町生活困窮者自立支援食糧提供事業の実施	失業した方や低収入の方、一人親で生活にお困りの子育て中の方の生活状況を聞き取り、世帯が安心して生活し、また、自立できるよう1人ひとりに応じた支援をします。今後も、1人ひとり丁寧に状況を聞き取り、生活の維持及び再建、自立に向けたきめ細やかな相談対応を行い、対象者とともに最もよい生活再建を支援します。	社会福祉協議会	相談・支援件数:114名 うち、一人親世帯11名(R3.3月末)	

施策3 相談・情報提供体制の充実

子育てや教育について、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるような相談窓口の体制の充実を図ります。また、必要な時に必要な情報を迷うことなく受け取れるよう、利用者支援の窓口を整備するとともに、子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などを活用し、常に新しい情報を発信していきます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
27	1	子育て支援センターの充実	地域の子育て支援の中核である子育て支援センターの機能の充実を図り、育児不安解消のための相談・助言・指導をはじめ、家庭で子育てしている保護者への子育てに関する情報提供を行います。また、子育て支援センターの狭小による乳児の受け入れの制限の改善と利用しやすい場所への移設や事業内容の見直しを行うなど、魅力的な子育て支援センターづくりに向けて取り組みます。	子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)の運営	町内では、三和地区のみなみ保育園内の1か所で子育て支援センターを運営しています。町内に在住する生後6か月以上の未就園児とその保護者に対し、自由に利用できる交流の場を提供しています。 施設の立地を改善するため、令和2年度に移設を行います。 利用者に必要な支援を把握し、事業内容の見直しを行っていきます。	子ども家庭課	利用者数(組数)/ 5488人(2615組)
			2	相談体制の充実	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談・支援を行う「子育て世代包括支援センター*」とすべての子どもとその家庭等の総合的な相談・支援の拠点となる「子ども家庭総合支援拠点*」を設置し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見、妊産婦およびすべての子どもとその家庭に対する途切れのない支援を実施します。 また、保護者が安心して子育てができるよう、園や学校など身近な場所での相談のほか、育児相談や発達相談、言語相談、教育相談など専門的な相談の利用促進を図ります。障がいのある子どもと保護者が地域で安心して生活できるよう、基幹相談支援センター*による支援を行います。	子育て世代包括支援センターにおける相談事業の実施	令和2年10月から子ども家庭課内に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型の利用者支援事業実施しています。令和3年4月からは子育て支援センター内で基本型の利用者支援事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児等の相談に関することを一体的に実施します。
			子ども家庭総合支援拠点における相談事業の実施	要保護児童等対策地域協議会を中核として、児童虐待の発生予防及び早期発見と再発防止に取り組んでいますが、令和3年10月には全ての子どもとその家庭等の総合的な相談・支援の拠点となる子ども家庭総合支援拠点を設置できるよう準備を進めています。 子育て世代包括支援センターと一体的に実施することで、途切れのない支援を提供していきます。		相談件数/75件	
			発達支援室における相談事業の実施	発達に気になる子どもの相談事業として、保護者、園、小中等からの相談に随時対応しています。心理士による発達相談・発達検査、作業療法士・言語聴覚士による言語相談・検査を実施しています。 利用希望者の増加に対応できるよう、相談体制の充実に努めていきます。		相談件数(延べ)/ 件 発達相談/ 40回(73人) 言語相談/ 12回(31人)	

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
29	3	情報提供の充実	子育て中の親子が適切にサービスを利用できるよう、広報紙やホームページなどの情報メディアを通じて、子育て支援に関するサービスなどの情報提供を推進します。	教育相談、巡回相談の実施	教育相談は、文化センターにおいて、心理士による相談を行います。巡回相談は保幼小中の要請に応じ、心理士が訪問し、児の観察や指導者への助言を行います。	学校教育課	教育相談 83回/年 巡回相談 79回/年
				基幹相談支援事業の実施	日常生活や社会生活を、地域で安心して営むことができるよう、障害のある人及び家族等からの相談等に応じ、必要な情報の提供及び支援を実施しています。相談者の増加に対応できるよう、相談体制の整備に努めていきます。	地域福祉課	相談件数/ 7,897件
				広報とういんと町ホームページで情報発信	妊娠、出産、幼児検診など子育て情報を掲載しました。今年度から広報とういんはポスティング形式に変更し、多くの方に届く体制を整えました。引き続き子育て世代が子育て情報を適切な時期に取得できている状態を目指します。	政策課	広報とういん発行部数/118,800部 ホームページアクセス数/616,420件
			母子手帳アプリによる情報発信	母子手帳アプリの利用を啓発し、子育てに関する情報の提供を行います。アプリの通知機能やオンライン相談などの機能を拡張し、より多くの情報を提供できるよう魅力ある内容に拡充して、利用者の増加を目指します。	子ども家庭課	R3から導入予定のため 母子手帳アプリ登録件数/0件	
			社協広報誌、ホームページ、Facebook、施設への掲示による情報発信	子育て支援ネットが行うイベントの案内や開催したイベントの様子を社協ホームページ、Facebook、社協広報誌に掲載しています。また、子育て支援センターや他の機関にポスターを掲示しています。今後も、子育て中の親子が情報を得られるように積極的に発信します。	社会福祉協議会	社協広報誌：年に4回発行 ホームページ、Facebook：随時更新 施設への掲示：随時	

施策4 子育て家庭を中心とした交流連携事業の推進

子育て家庭が地域で孤立することのないよう、子育ての仲間づくりを支援するとともに、身近な地域で子育て家庭の交流、相談支援の拠点となる場づくりを推進します。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
30	1	子育てサークルへの支援	親子同士で自由に遊んだり、情報交換をしたり、悩みなどを相談し合う子育てサークルなど、保護者同士の自主的な活動団体に対して、活動場所の提供を行います。	子育て支援団体の活動の場の提供	親子同士で自由に遊んだり、情報交換をしたり、子育てについての悩みなどを相談し合うことができるように活動場所を提供しています。	社会福祉協議会	子育て応援ルームの実施。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、応援ルームは4/1～6/10、6/22～7/13、7/29～中止
31	2	保育園・幼稚園の園庭開放	保育園・幼稚園の園庭を開放し、未就園児やその保護者の交流の場とし、子育ての仲間づくりの機会として提供します。なお、実施にあたっては、各園独自の取り組みを充実させます。	未就園児の親子を対象に、各園において「ちびっこ広場」を開催	主に室内において、遊具や玩具での遊びや、読み聞かせ、全体遊び等を行っています。	学校教育課	新型コロナの影響により中止
32	3	気軽に集える場づくり	身近な地域で乳幼児の親子が気軽に集まり、交流を図ることができるよう、子育て支援センターや総合文化センター内の「プレイルーム」、ふれあいセンターでの「子育て応援ルーム」などを有効活用した場の提供に努めます。	子育て支援センターの利用促進	町内では、三和地区のみなみ保育園内の1か所で子育て支援センターを運営しています。町内に在住する生後6か月以上の未就園児とその保護者に対し、自由に利用できる交流の場を提供しています。施設の立地面を改善するため、令和2年度に移設を行います。利用者に必要な支援を把握し、事業内容の見直しを行っていきます。	子ども家庭課	利用者数(組数)/ 5488人(2615組)
			プレイルームの利活用	図書館の開館日、開館時間に合わせて、乳幼児の親子に開放し、親同士のコミュニケーションや子どもの感性和成長を育むための場を提供しています。	社会教育課	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から12月まで閉鎖。R3.1月から再開。利用者数/71人	

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
			子育て応援ルームの実施	未就園児のお子さんやその保護者、マタニティの方が、自由に交流できる場として、東員子育て支援ネットが子育て応援ルームを運営しています。	社会福祉協議会	開催日：毎週月・水曜日 開催実施日：6/15:8名、6/17:7名 7/15:7名、7/22:6名 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため上記以外中止。

施策5 幼児教育・障がい児教育の充実

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、3感(基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感)を育み、生きる「意欲」を高める取り組みを推進します。そのために、「確かな学力*」「豊かな心」「健やかな体」の3つの「生きる力*」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、16年一貫教育プラン*に基づく本町の特徴を生かした教育を推進します。また、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう幼稚園・保育園・小学校の連携を強化し、障がいのある子どもを含めたすべての子どもの幼児教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進めます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
33	1 地域性を生かした園づくりの推進	各園の独自性のある教育により、園児の情緒豊かな成長を促すとともに、3年保育を通して、園児一人ひとりの成長に応じたきめ細かな教育に努めます。各園の取り組みについて、積極的に情報公開していくことにより、保護者との信頼関係の構築と地域に開かれた園づくりを推進します。	保育参観、読み聞かせ講演会、運動プログラム研修会、食育講演会、園だより等の発行、全保護者による園評価の実施	保育参観、読み聞かせ講演会、運動プログラム研修会、食育講演会などを実施、園だより・クラスだより・個人だよりの発行、全保護者による園評価を実施しています。	学校教育課	保育参観実施 6/6園 講演会・研修会実施 0/6園(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) 園評価実施 6/6園
34	2 小学校との連携強化	幼稚園児や保育園児が小学生と交流する機会や、小学校の教職員や地域住民との交流を充実させることで、子どもの社会性を育みます。また、幼稚園と保育園から小学校への円滑な移行・接続を図るため、両者の連携を密にした総合的な指導体制の構築に努めます。	保育園・幼稚園と小学校の連携の推進	新幼稚園教育要領及び新保育所保育指針に基づいたカリキュラムにより、幼保一体となった交流保育を行い、育ちや学びの連続性をふまえた保育・教育の充実をめざします。また、幼保小連携については、「小1プロブレム」解消に向けて、保育者と教師の合同研修や、園児が小学校で授業体験を行う等に取り組んでいます。	学校教育課	幼保小合同研修、園児の授業体験等の実施 0/6園(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)
35	3 支援を必要とする子どもの教育・保育の充実	特別な支援を行う職員や支援員の資質向上を図るため、学習会や交流会を実施し、一人ひとりのニーズに合わせた障がい児教育および保育を推進します。	保育支援員に対する発達支援に関する研修会の実施 支援の必要な園児に対し、保育支援員を配置する	小学校の特別支援教育担当者・学習支援員、保育園の保育支援員に対する研修会を実施しています。 保育支援員・教諭の確保を検討するとともに、一層の資質の向上を図っていきます。 園、保健師、発達支援室の情報を基に、会議を開催し、適切な支援員配置を行います。	子ども家庭課 学校教育課	研修会参加者数(延べ) 支援員学習会/0人(中止のため) 特別支援教育担当者研修会/80人 保育支援員 27名

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本目標3 親と子の健康づくりの促進

施策1 思春期からの保健対策の充実

子どもに対して、性に関する正しい知識の普及に努めるとともに、友人やマスメディアからの影響を受けやすい時期でもあるため、学校、地域、家庭の連携により、飲酒、喫煙、薬物乱用の防止に努めます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
36	1	心身の発達や健康に関する知識・情報の提供	心身の発達や健康について理解を深めるための保健体育・理科等の授業	保健安全教育・指導を推進し、保健体育や理科の授業において、人の身体に関する内容を発達段階に応じて指導しています。発育測定(年間3回)、体力テストを全校で実施し、体力・健康の両面で自身の成長について興味関心を持つようになっています。	学校教育課	発育測定実施 8/8校 体力調査実施 8/8校 (コロナ感染症により規模縮小して実施)
37	2	相談体制の充実	子育て世代包括支援センターにおける相談事業の実施	令和2年10月から子ども家庭課内に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型の利用者支援事業実施しています。令和3年4月からは子育て支援センター内で基本型の利用者支援事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児等の相談に関することを一体的に実施します。	子ども家庭課	相談件数(延べ)/796件
			スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラー活用事業(国・県)により、校区ごとにカウンセラー(SC)を配置しています。SCの活用により、配慮を必要としたり、不安を抱えたりする児童生徒やその保護者への支援を推進します。	学校教育課	SC活用・設置校 8/8校
38	3	思春期保健対策の充実	未成年者の妊娠、人工中絶や、性感染症などについて、思春期における正しい性教育を行うとともに、薬物乱用防止、喫煙防止などを含む保健対策を推進します。	地域の産婦人科医療機関と連携して、中学生を対象とした講演会を実施しています。学校教育課と連携し、効果的な実施を図ります。また、小学校での実施についても検討していきます。	子ども家庭課	講演会開催回数 中学校/0回 ※新型コロナウイルス感染症により中止
			中学生を対象とした性教育に関する講演会の実施	学校の教育活動を通じて、性に関する正しい健全な意識づくり、各種感染症の予防、エイズに関する指導を含む性教育、喫煙や薬物等の有害性に関する学習などを行い、正しい知識と行動力を身につけ、健全な生活環境づくりを構築することをめざします。	学校教育課	男女共生・性的マイノリティ・薬物乱用等の学習実施 8/8校

施策2 食育の推進

次代を担う子どもの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育てていく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない推進をしていきます。そのためにも、乳幼児期からの正しい食習慣の指導や情報提供を行うとともに、保育園や学校等における食環境の充実をすすめていきます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
39	1	子どもの食育の推進	子どもや保護者の食・健康への関心を高め、「食べる楽しさ」を伝え、健全な食生活を営むことができるよう、さまざまな機会を通じて食生活の大切さの意識啓発を行います。	離乳食教室等の実施 幼児の月齢に応じ、前期と後期に分けて、離乳食と子どもの健康に関する知識を学ぶ教室を実施しています。子どもの健康には健全な食生活が重要であり、啓発や相談の機会を増やし、事業の充実を図っていきます。	子ども家庭課	離乳食教室開催数/9回(新型コロナウイルス感染症により開催回数減少) 親子ミニサロン栄養講座開催数/0回 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、センター利用者に資料を2回配布する形へ変更

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
40	給食・食育の充実	給食を食に関する教育指導と位置づけ、成長期にある乳幼児、児童生徒にバランスのとれた食事を提供し、正しい食習慣やマナーが身につくよう食育を推進します。	給食担当者会議の実施	給食実施月に月1回の給食担当者会議を行い、献立等の検討・反省を行っています。また、栄養教諭による食育指導を計画的に行います。	教育総務課	給食担当者会議／年11回
			食育担当者会議、栄養教諭等による給食・食育指導	子どもたちに良い給食が提供できるよう毎月の給食担当者会議において、献立等の検討・反省を行っています。食育担当者会議を開催し、栄養教諭等による給食・食育指導を全学級で実施しています。その他に生活習慣調べ、生活習慣作り学習会、食育全体計画の作成、みえ地物一番給食の日や朝食メニューコンクールに参加していきます。	学校教育課	給食担当者会、食育担当者会を開催 給食・食育指導実施 8/8校 給食の日やコンクールへの参加校 6/8校
41	「弁当の日」の実施	食への興味・関心を高め、「生きる力*」を育成するため全小学校6年生が自分で作る弁当の日(年3回)を実施します。	弁当の日の取組	全小学校6年生で年間3回弁当の日に取り組み、児童の食を通じた自主性・自立性を高め、食に関心を持つ機会としています。また、中学校でも校外学習等で「弁当作り」を継承していきます。	学校教育課	弁当の日実施 8/8校

施策3 小児医療の充実

子どもの病気や事故等は、急激な変化から命にかかわることも少なくないため、夜間や休日であっても適切な診療が受けられるよう、救急医療体制が構築されています。関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいへの早期発見に取り組んでいきます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
42	小児医療体制の充実	子どもの疾病の予防や早期発見のため、地域医療機関との連携を図り、かかりつけ医の必要性の啓発とともに、疾患の診断や治療が迅速にできる小児医療体制の充実に働きかけます。	桑名市応急診療所、在宅当番医制による休日診療の利用体制の維持	近隣医師会へ働きかけ、応急診療所、在宅当番医制による休日診療が利用できる体制の維持に努めます。	健康長寿課	町民利用者数 桑名市応急診療所／136人 在宅当番医制／40人
43	小児救急医療体制の充実	現在の救急医療体制とともに救急医療に関する情報を得ることのできる救急医療情報システムの周知を図ります。	救急医療情報システムの利用体制の維持	三重県救急医療情報センター内に設置されている24時間対応の電話案内業務体制を堅持すると共に、その周知に努めます。	健康長寿課	町民利用者数 コールセンター／603件
44	医療的ケア児に対する支援体制の整備	医療的ケアを必要とする子どもの支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるため、関係機関との連携を図り、支援体制の整備を推進します。	桑員圏域での専門部会(eケアネットそういん)の開催	医療的ケアを必要とする子どもについての情報共有等を図るため、圏域の医療従事者、福祉事業所職員、行政職員による会議、研修を実施しています。今後は、身近な地域で円滑に必要な支援が行えるよう、圏域での医療的ケア児のコーディネータ配置を目指します。	地域福祉課	開催回数/5回

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本目標4 生きる力*を育む教育・体験交流の推進

施策1 学校教育の推進

児童期から青年期の子どもの発達や学習の連続性を重視し、3感(基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感)を育み、生きる「意欲」を高める取り組みを推進し、「確かな学力*」「豊かな心」「健やかな体」の3つの「生きる力*」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本町の特徴を生かした教育を推進します。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
45	1 特色ある教育活動の推進	各学校において、児童生徒や地域の状況に応じた課題を設定し、総合的な学習の時間*などを利用した特色ある教育を進めます。	特色ある学校づくり事業	各学校が地域の実態に応じた独自の活動を進め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。例えば、三世代交流餅つき大会、音楽祭・合唱祭、栽培活動、昔の暮らし体験、エイサーやソーランの演舞、メディア講演会等に取り組みます。	学校教育課	各校にて左記のような取組を実施
46	2 学力の向上	小学生と中学生を対象に基礎から応用力を検査する「総合学力調査」や「東員学び検定」を実施し、その結果を受けて、小学校から中学校まで一貫した学力向上のための指導を実施するなど、児童生徒が幅広い確かな学力*を身につけることができるよう、学力の向上に向けた取り組みを推進します。	学力調査活用事業、少人数教育推進事業	全小中学校で総合学力調査(IRT)を実施、分析結果をもとにD層10%未満を目標に授業改善に取り組んでいます。算数科において、少人数指導(チームティーチング、習熟度別指導等)を実施し、分かる授業の促進を図っていきます。「東員学び検定」「東員英語検定」を実施し、小中一貫した学力・学習意欲の向上を目指します。	学校教育課	総合学力調査(IRT)実施 8/8校 東員学び検定、東員英語検定実施 8/8校
47	3 身体の育成と健康づくりの推進	子ども達の心身が健やかに成長していく為に、授業やクラブ活動などにおけるスポーツを通じた強い身体の育成や、健康づくりの知識の普及に努め、生涯に亘り健康づくりを支えます。また、各校の養護教諭を中心に児童生徒の健康づくりを推進します。	東員なわとび検定、体力テストの実施	親子運動教室(保育園・幼稚園)、東員なわとび検定(小学校)、体力テスト(小中学校)、相撲、柔道等の武道の授業(中学校)を実施しています。外遊びやスポーツを通じて、体力の向上をめざすと共に、社会性の育成も図っていきます。	学校教育課	東員なわとび検定実施 6/6校 体力テスト (コロナ感染症で自粛) 武道授業実施 2/2校
48	4 相談体制の充実	いじめや不登校*、非行など子どもの心の問題に対応するため、スクールカウンセラーや心の教育相談員の配置、保健室、相談室などの充実により、子どもが相談しやすい体制づくりを推進します。また、継続的にフォローできるように、学校と家庭、地域、関係機関の連携に努めます。	スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラー活用事業(国・県)により、校区ごとにカウンセラー(SC)を配置しています。SCの活用により、配慮を必要としたり、不安を抱えたりする児童生徒やその保護者への支援を推進します。	学校教育課	SC活用・設置校 8/8校 相談件数(延べ) 小学校 243件 中学校 187件
49	5 地域と連携した教育の充実	児童生徒が地域でのさまざまな体験活動を通じて、「生きる力*」と郷土を愛する心を育てるよう、総合的な学習の時間*などでのゲストティーチャーの活用や、学校行事への地元の人々の招待、定期的な世代間交流など、学校と地域が連携した地域活動、体験活動を通じ、地域に根ざしていけるように努めます。	出前授業、ゲストティーチャー活用、地域活動への参加	学校独自の取り組みの中に、多くの地域住民の参加とかかわりや、体験活動の充実を盛り込むために、教育活動を通じて、学校と地域との連携強化を図ります。16年一貫教育プランのキャリア教育による桑名工業高等学校生徒の出前授業、諸教育活動での地域ゲストティーチャーの活用、地域活動・行事への参加を推進します。	学校教育課	地域ゲストティーチャーの活用 8/8校 桑名工業生徒による出前授業 (コロナ感染症で自粛)
50	6 開かれた学校づくりの推進	保護者や地域の意見を学校運営に取り入れられるよう、学校評議員制度を活用しつつ、PTAと学校との連携や、地域の教育力を取り入れた学校づくりの推進に努めます。	学校自己評価の取組、学校評議員会の開催	地域との連携を深めるために、学校自己評価等を積極的に公表し、保護者や地域住民が学校運営に参画する取り組みや、地域と連携した活動を進め、地域に開かれた、より信頼される学校づくりを進めます。各学校において学校評議員会を開催しています。保護者アンケートや学校自己評価の結果も公表しています。	学校教育課	学校自己評価の公表 8/8校

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
51	7 安全対策の充実	子どもが安心して保育や教育を受けられるよう、教育・保育施設の施設点検の徹底、危機管理マニュアルの徹底や、通学路の見守りと状況に応じた集団登下校の実施など、安全対策を充実させます。また、災害時や緊急時の安全対策として、それらを想定した教育施設的环境整備を進めるとともに、防災訓練などの定期的な開催や、防犯・交通安全などの教育を実施し、子どもの安全対策を充実させます。	登下校時の見守り、防災教育・防災訓練、施設の定期点検	各校区や地域で、PTAや老人クラブなどに実施いただいている子どもの登下校時の見守りなど「地域の子どもを地域で守る」活動を支援していきます。大型地震等による被災を想定した上での、防災教育や防災訓練に取り組みます。保育・教育施設環境については、定期的な点検を実施し、安全な教育環境を提供していきます。県教委作成の「学校管理下における危機管理マニュアル」を参考にしながら各校で、学校の特性に応じたマニュアルを作成し、毎年、見直し、研修、訓練等を行っていきます。	学校教育課	防災訓練の実施 14/14園校 危機管理マニュアル等の作成 14/14園校
52	8 情報に対する判断能力の育成	情報が氾濫する現代社会の中で、子どもたち自身が、情報に惑わされず、適切に情報媒体を使ったり、情報を読み取ったりできるよう、判断能力やコミュニケーション能力を育てる教育を進めます。	ネット啓発講座、ネットやスマホに潜む危険についての講演会、校区別連絡会の開催	各園・校での情報育成カリキュラムに基づく取り組みの推進し、各家庭と連携しながら子どもの現状を把握し、子どもの判断能力やコミュニケーション能力を育成します。1人1台端末の提供に伴い、情報教育担当者会にて使用方法等について検討し対応していきます。	学校教育課	情報教育の実施 8/8校

施策2 異年代・世代間交流の推進

子どもたちが仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実および周知を行います。また、地域で子どもに関するさまざまな活動を行っている民間団体や行政機関がそれぞれの立場を超え、協力して小学生の放課後の居場所づくりなどに取り組みます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
53	1 参加型イベントの実施	親子や世代間の交流を図る場として、青少年育成町民会議を中心に、グラウンドゴルフやサツマイモづくり、もちつき大会などの参加型イベントを実施します。	特色ある三世代交流の実施(神田・稲部・三和校区)	少子高齢化や核家族化の進展により、多世代の交流が減少する中で、地域の高齢者が参画する活動を展開し、伝統行事やものづくり、野菜づくりの体験などの交流機会を提供し、互いの意識や価値観を深める取り組みを行います。	社会教育課	各行事の参加者数/ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、神田地区、三和地区は中止。 稲部地区:430人
54	2 地域文化の継承を通じた交流の推進	子どもみこしなどの地域の祭りや、こども歌舞伎などの地域文化の継承にかかわる活動を推進するとともに、より多くの人に伝統文化と子どもたちの活動を広め、交流することができるよう、地域住民の幅広い参加を促進します。	こども歌舞伎を含む文化活動への支援	子どもたちの文化事業や古典芸能への関心が低いことから、幅広い層への情報発信等を行うことで、子どもたちの豊かな感性を育む環境整備に努めます。	社会教育課	こども歌舞伎公演の入場者数/ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
55	3 地域の交流と子どもの居場所づくりの推進	子どもから高齢者までさまざまな方が、地域の身近な場所において気軽に集い、交流したり支えあうことができるよう、地域に働きかけます。	地域福祉座談会 地域支えあい活動登録団体への働きかけ	地域の子どもから高齢者まで様々な方が、住みなれた地域で安心して過ごし続けるにはどうしたら良いのか話し合う場である地域福祉座談会を推進し、様々な事業を通して地域の支えあいがより深まるよう働きかけています。	社会福祉協議会	・地域福祉座談会開催地区:18地区 (R3.3月末) ・地域支えあい活動登録団体:15団体 (R3.3月末)

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

施策3 子どもの主体的活動の促進

子どもたちが地域で主体的に活動できる機会を提供するため、場所の提供や援助を通じて、子ども会やスポーツ少年団の活性化を図ります。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
56	1 子ども主体の地域活動の促進	子どもたちが世代間の交流を深め、さまざまな行事に参加することができるように、地域全体で見守る体制を推進します。また、青少年の主張実行委員会や成人式実行委員会などの子どもや青年が主体となり活動できる場をつくり、主体性の育成に努めます。	「青少年の主張」の企画・運営への参加促進	子どもたちが、柔軟な発想と創造性を持ち、物事を論理的に考える力を養うとともに、自らの主張を正しく伝え、理解してもらおう力を身に付けるなど、自主的に活動ができるよう後方支援を行い、子どもたちの成長を地域で支える環境整備に努めます。	社会教育課	青少年の主張参加者数 / 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
57	2 スポーツ活動の促進	町のスポーツ振興を担うスポーツ協会が組織するスポーツ少年団においては、スポーツを通して、子どもたちの健康な心身の育成、協調性や自立心を養い、総合型地域スポーツクラブ「とういんフレンドリークラブ」においては、地域の誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を推進します。	身近な場所でスポーツに親しむ事ができる環境の提供	週末や長期休暇期間を活用するなど、子どもたちが日常的に体を動かし、適切な運動習慣を身に付ける機会を提供し、集団行動における協調性や自主性を養えるように努めます。	社会教育課	スポーツ少年団団員数 / 207人 フレンドリークラブ会員数 / 484人

施策4 子どもの健全育成の推進

家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを有害情報から守り、健全な育成を推進します。また、子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、子どもの居場所づくりを進め、子どもたちの抱える問題を受け止め、ともに解決に導く体制を充実させます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
58	1 青少年の指導の充実	地域で青少年の健全育成を推進するため、青少年育成町民会議の環境対策部会を中心に、警察と協力しながら、地域のパトロールを推進します。	校区毎の夜間パトロールの実施	夜間の時間帯に地域内を巡回する事で、青少年の非行を未然に防止するとともに、地域住民の理解と関心を深め、健全な社会環境づくりに貢献します。	社会教育課	校区毎の夜間パトロール回数 / 1回(笹尾東2丁目実施)
59	2 指導員の育成と住民参加による青少年健全育成活動の推進	青少年健全育成の中心となる推進指導員、推進補助員の活動の充実を図るため、研修会を実施します。青少年の健全育成は、家庭、各種団体、学校など、青少年を取り巻く環境で生活する地域住民一人ひとりが取り組むべきテーマであることから、青少年育成町民会議の活動を中心に、誰もが青少年健全育成活動について意識し、参画できる地域社会づくりを目指します。	桑員地区地域活動者研修会	情報共有や体験発表などを通じて、地域における個々の活動に反映することができるような研修活動を支援します。	社会教育課	研修等の回数 / 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
60	3 権利擁護の推進	子どもの権利侵害からの相談窓口として、子どもの権利擁護委員(人権擁護委員)6名が相談に乗る体制を整えています。子どもの権利擁護委員(人権擁護委員)は、子どもの権利が侵害されていると判断した場合、関係機関と連携し、子どもの発達時期に応じた救済に当たります。	子ども人権相談窓口事業	特設人権相談を設置し、人権擁護委員に相談できる体制を整備しています。子どもの権利が侵害されていると判断した場合、関係機関と連携し、人権擁護委員が子どもの権利擁護委員を兼ね、子どもの発達時期に応じた救済に当たります。	町民課	特設人権相談 年5回 子どもの権利救済事案 0件

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

施策5 次世代の親の育成

次代の親となっていく子どもたちが、人権意識や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供します。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
61	1 中学生が乳幼児とふれあう機会の提供	中学生を対象に、家庭や子どもを持つことの意味についての理解を促進できるよう、保育園や幼稚園の訪問や学校行事を通して、乳幼児とふれあう機会づくりを推進します。	授業での小中学生と園児の交流	中学校の授業で、保育園・幼稚園を訪問し、乳幼児や園児とのふれ合いをしています。今後も、幼保小中の連携を深め、園児と児童生徒間の交流を深めるためにも、授業や行事等でふれ合う機会を保障していきます。	学校教育課	園児と中学生のふれ合い授業 (コロナ感染症ため中止)

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

基本目標5 子どもの育ちを支える地域環境の整備

施策1 子育てにかかわる組織・人材の育成

子育て支援センターを中心に、地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等の情報を把握し、支援を必要とする家庭へとつなげる体制を構築します。また、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働*による事業推進に取り組みます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
62	1 子育てに関する連絡調整の充実	子育て支援をより効果的に進められるよう、計画の推進にかかわる地域住民、地域団体、企業、保健や福祉、教育など行政の各分野などの連携、協働*を図るため、子ども・子育て会議の充実を図ります。	子ども・子育て会議における子ども・子育て支援事業計画の検証	子ども・子育て支援事業計画において、各分野での取り組み内容について協議し、それらの実施について進捗管理、検証しています。令和元年度には、令和2年度から令和6年までの第2期計画を策定しました。事業量見込について、実績の検証を行い、見直しの必要性を検討していきます。	子ども家庭課	子ども・子育て会議開催数/2回
63	2 子育て支援活動・ボランティア活動など、住民参加の促進	地域全体で子育て支援に取り組み、子育て経験者などを対象とした子育てサポーターの養成、子育て支援を行う市民活動やボランティア団体などの育成・支援をします。とういん市民活動支援センターや青少年育成町民会議、子ども会、スポーツ少年団、地域活動団体など、さまざまな面での人材育成を推進し、地域ぐるみの健全育成を推進します。	子育て支援活動を行う市民活動団体への支援	とういん市民活動支援センターを通して、子育て支援活動を行う市民活動団体の支援を行います。各課、自治会等と協働できる子育て支援活動を行う市民活動団体を育てていきます。	町民課	子どもの健全育成を図る登録団体数: 8団体 朗読ひばりの会、ガールスカウト三重県第12団、長深文庫、員弁地区更生保護女性会東員支部すずらん会の会、いのちの言葉プロジェクト、環境学習サークルみえ(東員)、手づくり大好きジュニアクラブとういん、JaJaJa DANCE ・とういんわくわくフェスタ 開催日: 9月13日(日)を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 ・夏休み子ども体験教室を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 ・登録団体代表者会議開催日: 10月31日(土)参加者: 32団体(35人)
			母子保健推進員の育成と活動促進	地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、住民と行政をつなぐ地域の相談役として活動する母子保健推進員の取り組みを周知し、参加促進しています。また、交流会・研修会を開催し、地域での子育て支援の重要性の意識啓発を図っています。今後は、活動範囲の拡大や参加者増を目指します。	子ども家庭課	母子保健推進員数/ 26人 交流会等開催数/ 6回
			子育ての集いの開催	多様化する子育てニーズの対応として、各組織や団体と行政がうまく協働し、子育てを支援する機運を醸成し、子育て家庭が地域に支えられているという実感が得られるように、「子育てのつどい」を開催します。	社会教育課	講演会の実施/新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。
			東員子育て支援ネットへの働きかけ 地域ボランティア活動	東員町内において子育ての当事者が多様な活動を通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを図ることを目的に活動している東員子育て支援ネットの活動を支援しています。 65歳以上の地域ボランティア登録者が、各幼稚園・保育園、小学校、中学校でボランティア活動を行い、生きがいづくり、社会参加を推進しています。	社会福祉協議会	・子育て支援ネット定例会開催: 6/16、7/7、9/16、10/6、3/2 ・地域ボランティア活動先: 神田幼稚園・東員保育園、稲部幼稚園・いなべ保育園、三和幼稚園・みなみ保育園、笹尾西幼稚園・笹尾第一保育園、笹尾東幼稚園・笹尾第二保育園、城山幼稚園・しろやま保育園、三和小学校、稲部小学校、神田小学校、笹尾西小学校、笹尾東小学校、城山小学校、東員第一中学校、東員第二中学校

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
64	子育て支援サークル・団体の育成	現在子育てをしている保護者や子育て経験者、子育て支援に意欲のある人などが、子育て支援を目的として集まり活動できるよう、活動場所や情報提供など、子育て支援サークルや子育て支援団体の活動を支援します。	子育て支援団体の活動の場の提供	子育て支援センターにおいて、子育て支援団体の参画を得て、子育て親子の交流の場の提供と交流を促進しています。今後は、地域の子育て資源の育成や、関係機関と子育て支援団体等とネットワーク化を図り、子育て支援拠点としての行事を企画していきます。	子ども家庭課	子育て支援団体行事開催数/ 2回
			子育て支援活動を行う市民活動団体への支援	とういん市民活動支援センターを通して、子育て支援活動を行う市民活動団体の支援を行います。各課、自治会等と協働できる子育て支援活動を行う市民活動団体を育てていきます。	町民課	子どもの健全育成を図る登録団体数: 8団体 朗読ひばりの会、ガールスカウト三重県第12団、長深文庫、員弁地区更生保護女性会東員支部すずらん会の会、いのちの言葉プロジェクト、環境学習サークルみえ(東員)、手づくり大好きジュニアクラブとういん、JaJaJa DANCE ・とういんわくわくフェスタ 開催日: 9月13日(日)を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 ・夏休み子ども体験教室を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止 ・登録団体代表者会議開催日: 10月31日(土)参加者: 32団体(35人)
			子育て支援団体の活動の場の提供	親子同士で自由に遊んだり、情報交換したり、子育てについての悩みなどを相談し合うことができるように活動場所を提供しています。	社会福祉協議会	子育て応援ルームの実施。 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、応援ルームは4/1~6/10、6/22~7/13、7/29~中止。

施策2 遊び場や自然とふれあえる場の整備

地域の中での公共施設等の活用を図り、地域活動等を通じた居場所づくりを推進します。また、自由な時間が減少傾向にある子どもに対して、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
65	安心して遊べる地域の公園づくり	子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい身近な公園となるよう、地域住民の意向を取り入れつつ、公園の維持管理を行います。	適切な維持管理、破損等に対する修繕	公園設備については、必要に応じて修繕・撤去するなど、適切な維持管理に努めます。中部公園は年8回、その他の公園は年4回、定期点検を実施しています。	建設課	定期点検 ・中部公園 8回 ・その他の公園 4回
66	学校施設の利用	地域のスポーツ少年団やスポーツ団体と調整し、利用時間帯の調整や敷地の区分と安全性の確保などの配慮に努めます。	小・中学校の休日・夜間における体育施設の開放	地域の身近な場所でスポーツに親しみ、健全な心身の育成につなげます。	社会教育課	屋外(グラウンド)4/11~6/12使用中止 屋内(体育館)4/11~6/30使用中止
67	自然体験学習などの推進	子どもたちが自然の大切さを学べるよう、環境学習講座「とういんネイチャーくらぶ」を開講します。また、環境学習のみにとどまらず、体験学習の機会として「こどもカレッジ」の開講など、子どもたちに有意義な週末などの過ごし方を提供します。	「ものづくり」や「自然体験学習」の実施	自然の中で体験的な学習を通して行われる教育活動の中で、自ら学び、自ら考える力を育てるとともに、体力や運動能力、人や自然に対する感性及び表現力やコミュニケーション能力の向上、命を大切にしている心情などを培う充実した活動の場を提供します。	社会教育課	受講者数/ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
68	4	読書活動の充実	子どもたちが読書に親しむ場として、読書登山と図書への整備など、町立図書館の充実を図ります。	学校図書館支援事業、読書登山、朝読書	小学校全校に図書館専門員を配置し、図書環境の充実、教材・資料の提供、読み聞かせ等で読書活動を支援します。幼保小で読書登山(251冊)に取組み、読書意欲の向上と豊かな心の育成に取り組みます。	学校教育課	図書館専門員対置 6/6校 読書登山実施 14/14園校
				「読書登山活動」の支援	子どもたちの主体的・意欲的な読書活動の充実が図れるように、図書館内に「読書登山」に関するコーナーを常設し、支援を継続します。	社会教育課	常設書架設置中
69	5	総合文化センターなど既存施設の活用	総合文化センター内の「プレイルーム」を子どもの遊び場や「読み聞かせ」の場所として提供し、既存施設の有効活用を推進します。	プレイルームの利活用	プレイルームを親子に開放するほか、ボランティア団体による読み聞かせ会を定期的に開催し、読書に親しむ機会を提供します。(読み聞かせ会:月2回)	社会教育課	読み聞かせ会参加者数/新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から12月まで閉鎖。R3.1月から再開。参加者数71人

施策3 外出環境の整備

誰もが安心して外出できる環境を整えることは、妊産婦、乳幼児連れの人などへの子育て支援だけでなく、高齢者、障がい者などを含めたすべての人が快適に生活できる環境整備につながります。より子育てしやすいまちをめざして、外出しやすい環境づくりをすすめていきます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
70	1	オレンジバスを利用した外出の推進	オレンジバスは、通学者、高齢者、障がい者などの交通弱者を対象に、運賃、ルート、運行本数等を検討するとともに、未就学児無料の継続や子育て世代の利用環境に配慮した運行を目指します。	3台のオレンジバス車両でコミュニティバス事業を委託して実施	3台の車両のうち、2台を新車両に更新し、利便性などを向上しました。今後は持続的なバス事業を目指し料金改定を行います。	政策課	利用者数/80,721人
71	2	おもいやり駐車場の利用促進	障害のある方や妊産婦などに対し、県が実施する「三重おもいやり駐車場利用証制度」の案内や申請の受け付けを行い、制度の利用促進を図ることで、誰もが安心して外出できる環境の整備に努めます。	おもいやり駐車場利用証の交付申請	身体に障がいのある方や妊産婦の方などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、「おもいやり駐車場(車いす使用者用駐車場等)」を利用できる方に利用証の交付申請などの窓口手続きを行っています。今後も、この駐車場を必要な方が利用しやすくすることをめざし啓発、周知に努めます。	地域福祉課	利用証交付者/197人

施策4 交通安全対策の推進

子どもを事故から守るため、交通安全に関する教育を充実させ、自ら身を守る意識を育てるとともに、環境の整備、住民の交通安全意識の向上を図っていきます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績	
72	1	道路環境の整備	子どもが自転車や徒歩で、学校や公共施設、公園などに安全にアクセスできるよう、歩道や信号および「飛び出し注意」看板の設置やライン表示など、安全性や機能性に配慮したユニバーサルデザインの道路環境の整備に努めます。	東員町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携のもと、危険箇所の把握、改善を行う。	東員町通学路安全推進会議へ年3回出席し、各学校から報告のあった危険箇所について、調査・対策を実施しました。	建設課	・東員町通学路安全推進会議 3回 ・対策箇所 4箇所
				東員町通学路安全推進会議	東員町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関との連携のもと、児童生徒が安全に通学できるように東員町通学路安全推進会議を開催し、危険箇所の把握と改善を行い、通学路の安全確保を図ります。	学校教育課	通学路安全推進会議 /3回(年間)
73	2	交通安全対策の推進	幼稚園、保育園や小学校での交通安全教室をはじめ、地域の行事などを通じた交通安全教育を実施し、交通安全意識の醸成を図ります。	交通安全意識の高揚を図るため、各保育園、幼稚園、小学校での交通安全教育に取り組む。	いなべ地区交通安全協会、東員町交通安全推進協議会、いなべ警察署、自動車学校等と連携し、各園校で交通安全教室を実施しました。	建設課	交通安全啓発 ・街頭指導 6回 ・チャイルドシート装着指導 1回
				交通安全教室の実施	いなべ地区交通安全協会、東員町交通安全推進協議会、いなべ警察署、自動車学校等と連携しながら、各園校で交通安全教室等を実施しています。また、交通安全看板を作成し設置、交通安全マップの作成や見直しを行っていきます。	学校教育課	交通安全教室 /14回

第2期東員町子ども・子育て支援事業計画 基本目標ごとの具体的な取り組み

施策5 防災・防犯対策の推進

個人や家庭で日頃から、防災や防犯に対する意識を高めることで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

No	項目	内容	主な事業内容	取り組み状況	担当課	令和2年度実績
74	1 防災意識の向上と防災対策の推進	子育て中の家庭が災害を正しく理解し、災害時に役立つ知識を持てるよう、防災講座などを通じて防災意識、自助意識の向上に努めます。	「おやこ防災講座」を開催	普段の生活でできる備えや子どもと一緒に避難する際の心がけ、子どもと過ごす避難所生活など、子どもと一緒に体験を通して学ぶ防災講座を実施しています。家族ぐるみでの防災、備蓄意識の向上を図ります。	環境防災課 子ども家庭課	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実績なし
			「防災講座」を開催	子育て支援ネット主催で年に1回程度、講師を招き、子育て中の方向けの防災講座を開催しています。災害で避難生活になった際に、子どもと一緒に役に立つ知識を得てもらう機会にしています。今後も防災講座等を通して、防災の意識を高めてもらいます。	社会福祉協議会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため実績なし
75	2 防犯施設などの整備	夜間における犯罪の発生を抑制し、安全で安心な生活が送れるよう、防犯灯の適正な維持管理に努めます。また、子どもが安心して保育や教育を受けられるよう、防犯カメラの設置など施設の防犯設備の整備に努めます。	防犯灯の維持管理	自治会から要望のあった箇所に防犯灯の新設を行い、既存の防犯灯については、自治会等の申し出により、LEDの部品取替等の修繕を行っています。安全で安心な生活が送れるよう夜間の犯罪発生を抑制するため、防犯灯の適正な維持管理を行います。	町民課	新設：8基 修繕：27基
			学校防犯対策のため、防犯カメラの設置、管理	中学校に設置した防犯カメラの維持管理を行いました。今後は犯罪状況に応じ設置を行います。	教育総務課	防犯カメラ(13台)の維持管理
76	3 地域ぐるみの防犯活動の推進	「子どもをまもるいえ」など、子どもの緊急避難場所の確保を図るとともに、地域住民が一体となって子どもを犯罪から守るため、地域住民の防犯意識の啓発を行い、パトロールなど自主的な防犯活動を支援します。子どもが犯罪や誘拐などに巻き込まれないよう、登下校(園)時の安全確保を図るため、防犯ベルの配布を継続します。	防犯のぼり旗の設置	各自治会へ防犯のぼり旗を配布し、各自治会で設置を行います。	町民課	防犯のぼり旗の配布：203枚
			防犯ベルの配布	登下校時に、不審者等の出没等が危惧されるため、小学校入学時に防犯ブザーを配布しています。	学校教育課	防犯ブザー配布/235件
77	4 防犯情報の提供	近隣市町や県、警察署、学校などと連携し、不審者や振り込め詐欺など防犯に関する情報の速やかな提供に努めます。	防犯情報、不審者情報の提供	警察や学校等関係機関と行政が連携し、広報とういん、行政情報メール等を活用して、速やかに防犯情報を提供し、町民の防犯意識向上に努めます。いなべ警察署から不審者情報や振り込め詐欺の注意喚起等の情報を受信し、町民課から行政情報メール、園校からまちcomiメールで、家庭や地域に配信しています。	町民課 学校教育課	行政情報メール啓発回数：30件 うち不審者情報配信回数：16件(絆ネット含む)

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況

「量の見込み」の算出項目について

- ◆ 以下の事業については、「量の見込み」を算出しており、実施状況について年度ごとに進捗状況の管理を行います。

		対象事業	
【教育・保育の量の見込み】	1	1号認定	3～5歳 幼稚園・認定こども園
	2	2号認定	3～5歳 幼稚園
			保育園・認定こども園
	3	3号認定	0歳 保育園・認定こども園・地域型保育事業
			1・2歳 保育園・認定こども園・地域型保育事業
	【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】	4	利用者支援事業
5		地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	
6		妊婦健康診査	
7		乳児家庭全戸訪問事業	
8		養育支援訪問事業	
9		子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	
10		ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	
11		一時預かり事業	
12		延長保育事業	
13		病児・病後児保育事業	
14		放課後児童健全育成事業	
15		実費徴収に係る補足給付を行う事業	

教育・保育の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期

1 幼稚園、保育園、認定こども園

担当 / 学校教育課

① 事業概要

幼稚園は義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。保育園は、保護者が日中就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。このほかに、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

本町に認定こども園はありませんが、公立の幼稚園と保育園を一元化した運営を行っています。

2 認定こども園および幼稚園の確保内容およびその実施時期

担当 / 学校教育課

② 量の見込みと実績値

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	256 人	257 人	259 人	260 人	258 人
	2号認定	— 人	— 人	— 人	— 人	— 人
	合計①	256 人	257 人	259 人	260 人	258 人
実施箇所数(確保方策)		6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
提供量②		256 人	257 人	259 人	260 人	258 人
過不足(②-①)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量	1号認定	244 人	人	人	人	人
	2号認定	— 人	人	人	人	人
	合計①	244 人	人	人	人	人
実施箇所数(確保方策)		6 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
提供量②		244 人	人	人	人	人
過不足(②-①)		0 人	人	人	人	人

※ 実績値の二一ズ量と提供量は、各年度の4月1日時点の利用者数(認定者数)を表します。

3 認定こども園および保育園、地域型保育の確保内容およびその実施時期 担当 / 学校教育課

② 量の見込みと実績値

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (2号認定)①	3歳～5歳	434 人	436 人	439 人	441 人	438 人
量の見込み (3号認定)①	0歳	33 人	33 人	32 人	32 人	31 人
	1・2歳	208 人	206 人	200 人	198 人	196 人
実施箇所数(確保方策)		6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所
提供量 (既存)②	3歳～5歳	434 人	436 人	439 人	441 人	438 人
	0歳	33 人	33 人	32 人	32 人	31 人
	1・2歳	208 人	206 人	200 人	198 人	196 人
過不足 (②-①)	3歳～5歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	0歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	1・2歳	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (2号認定)①	3歳～5歳	447 人	人	人	人	人
ニーズ量 (3号認定)①	0歳	10 人	人	人	人	人
	1・2歳	180 人	人	人	人	人
実施箇所数(確保方策)		6 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
提供量 (既存)②	3歳～5歳	447 人	人	人	人	人
	0歳	10 人	人	人	人	人
	1・2歳	180 人	人	人	人	人
過不足 (②-①)	3歳～5歳	0 人	人	人	人	人
	0歳	0 人	人	人	人	人
	1・2歳	0 人	人	人	人	人

※ 実績値のニーズ量と提供量は、3～5歳については各年度の4月1日時点の利用者数(認定者数)を、0～2歳については、各年度の3月1日時点の利用者数(認定者数)を表します。

③ 保育利用率の目標値と実績値

目標値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数(0歳～2歳)	614 人	610 人	595 人	588 人	580 人
提供量(0歳～2歳)	241 人	239 人	232 人	230 人	226 人
保育利用率(目標)	39.3 %	39.2 %	39.0 %	39.1 %	39.0 %

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数(0歳～2歳)	644 人	人	人	人	人
提供量(0歳～2歳)	190 人	人	人	人	人
保育利用率	29.5 %	%	%	%	%

④ 実績に対する分析

未満児保育のサービス提供量が不足してきています。

⑤ 今後の方向性

幼稚園については、引き続き小学校区ごとの運営を継続していきます。保育園においては、利用者が増加しており、特に未満児については、公立保育園のみで受け入れ続けることに限界があるため、私立園によるサービスの提供も検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

4 利用者支援事業

担当 / 子ども家庭課

① 事業概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向けて、子どもとその保護者や妊娠している方などが、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供と必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。当町では、利用者の身近な場所で、利用者と地域の子育て資源などを繋ぐ「基本型」に加え、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を行う「母子保健型」を設置することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のないワンストップの総合窓口(子育て世代包括支援センター*)の開設を目指します。

- ① 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行う
- ② 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働*の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源*の開発等に努める
- ③ 本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図る
- ④ その他事業を円滑にするための必要な業務を行う

② 量の見込みと実績値

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	基本型・特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	基本型・特定型	0 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
	母子保健型	1 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所

③ 実績に対する分析

子ども総合相談室の保健師が、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていくため、妊娠届出時に妊婦ひとりひとりと面談し、支援プランを提示しています。継続的な支援が必要なケースの場合は、定期的に支援プランを見直しながら継続的に支援しています。入園している乳幼児の情報も共有できるよう、月1回各園で支援カンファレンスを実施しています。

④ 今後の方向性

令和3年度からは子育て支援センターにおいても子どもや保護者の身近な相談場所として、相談支援を行っていきます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

5 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

担当 / 子ども家庭課

① 事業概要

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。当町では、子育て支援センターで自由に遊ぶ「なかよし広場」、各幼稚園・保育園を開放して行う「ちびっこパーク」、職員がいろいろなおもちゃを持って各地区の集会所などに出向く「おでかけ広場」などを実施しています。

② 量の見込みと実績値

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(利用希望者)	368 人回/月	365 人回/月	356 人回/月	352 人回/月	347 人回/月
実施箇所数(確保方策)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
提供量	368 人回/月	365 人回/月	356 人回/月	352 人回/月	347 人回/月
過不足(提供量-量の見込み)	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月	0 人回/月

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(利用者)	218 人回/月	人回/月	人回/月	人回/月	人回/月
実施箇所数(確保方策)	1 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
提供量	218 人回/月	人回/月	人回/月	人回/月	人回/月
過不足(提供量-ニーズ量)	0 人回/月	人回/月	人回/月	人回/月	人回/月

※ 人回/月・・・各年度の利用者数(組数)×回数を12ヶ月で割った数値を表します。例えば、Aさん親子が年10回、Bさん・Cさん親子が年25回利用した場合、60人回を12ヶ月で割り、5人回/月となります。

③ 実績に対する分析

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、4月15日から5月17日までなかよし広場を休止、おでかけ広場、土曜日開放は実施を見送ったことから、利用者は減少しました。しかし、換気、マスクの着用、手洗いの励行、おもちゃ等を消毒するなど感染防止に努めたほか、なかよし広場休止期間を必要最小限にとどめ、休止中も、電話やメールによる相談を受け付けるなどしたことで、利用ニーズには応えることができました。また、利用者からの意見に応えるため、ふれあいセンターへの施設移設に向け、環境整備を図りました。

④ 今後の方向性

令和3年4月にみなみ保育園からふれあいセンターに施設を移設します。これに合わせて、施設利用可能月齢の見直し(6ヵ月以上→3ヵ月以上に引き下げ)・利用時間の拡大を行います。乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等をより一層推進し、多様な主体の参画や子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

6 妊婦健康診査

担当 / 子ども家庭課

① 事業概要

母子保健法第13条に基づいて、妊婦および胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

② 量の見込みと実績値

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,818 人回	1,797 人回	1,787 人回	1,767 人回	1,736 人回
実施体制(確保方策)	実施回数:14回 実施場所:三重県内医療機関(県外は後日償還) 検査項目:基本的な妊婦健康診査、妊娠初期血液検査、子宮頸がん健診(細胞診)、 超音波検査、血液検査(血算・血糖・HTLV-1)、B群溶血性連鎖球菌(GBS)、 性器クラミジア検査 実施時期:随時				
提供量	1,818 人回	1,797 人回	1,787 人回	1,767 人回	1,736 人回
過不足(提供量-量の見込み)	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(受診者)	2,296 人回	人回	人回	人回	人回
実施体制(確保方策)	量の見込どおり				
提供量	2,296 人回	人回	人回	人回	人回
過不足(提供量-ニーズ量)	0 人回	人回	人回	人回	人回

※ 人回・・・各年度の受診者数×受診回数を表します。例えば、Aさんが14回、Bさんが13回利用した場合、27人回となります

③ 実績に対する分析

厚生労働省の通知で、望ましい健康診査回数として示されている14回全ての妊婦一般健康診査において、受診を補助(助成)しています。

④ 今後の方向性

妊婦一般健康診査の受診勧奨を行うことで、妊娠中の異常の早期発見に努め、妊婦・胎児が安心・安全に健全な状態で妊娠期間を過ごし、出生できるよう促します。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

7 乳児家庭全戸訪問事業

担当 / 子ども家庭課

① 事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育てについての情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

② 量の見込みと実績値

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	177 人	175 人	174 人	172 人	169 人
実施体制(確保方策)	実施機関:子ども家庭課 実施体制:保健師等				
提供量	177 人	175 人	174 人	172 人	169 人
過不足(提供量-量の見込み)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二一ズ量(訪問数)	187 人	人	人	人	人
実施体制(確保方策)	実施期間:子ども家庭課 実施体制:保健師等				
提供量	187 人回	人回	人回	人回	人回
過不足(提供量-二一ズ量)	0 人回	人回	人回	人回	人回

③ 実績に対する分析

地域とつながるため、各地区ごとに委嘱している母子保健推進員による訪問と保健師等専門職による訪問を行っています。訪問対象者の状況に応じて、母子保健推進員の訪問が難しい場合は保健師が訪問する等して訪問率を100%にできるよう取り組んでいます。(令和2年度100%)

④ 今後の方向性

令和3年度からは公募による母子保健推進員が活動開始するため、専門的なスタッフとなるよう育成を行い、より精度の高いサービス提供を図ります。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

8 養育支援訪問事業

担当 / 子ども家庭課

① 事業概要

子どもを養育するために支援が必要でありながら、さまざまな理由で子育てのサービスが利用できない家庭に対し、養育についての専門的な相談指導・助言などの支援や家事・育児の援助などを行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

② 量の見込みと実績値

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	訪問数	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
	延べ件数	49 件	49 件	49 件	49 件	49 件
実施体制(確保方策)		実施機関:子ども家庭課 実施体制:保健師等				
提供量	訪問数	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
	延べ件数	49 件	49 件	49 件	49 件	49 件
過不足(提供量-量の見込み)		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	訪問数	1 件	件	件	件	件
	延べ件数	23 件	件	件	件	件
実施体制(確保方策)		実施機関:子ども家庭課 実施体制:保健師、保育士				
提供量	訪問数	1 件	件	件	件	件
	延べ件数	23 件	件	件	件	件
過不足(提供量-ニーズ量)		0 件	件	件	件	件

③ 実績に対する分析

体制整備により、専門的相談支援に加え、育児・家事援助の実施が可能となり、利用者のニーズに合わせた支援を行うことができました。

④ 今後の方向性

支援が必要な家庭に対し、必要な時に適切な支援ができるよう体制の強化に努めます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

9 子育て短期支援事業

担当 / 子ども家庭課

① 事業概要

保護者の疾病や仕事などによって、家庭で過ごすことが一時的に難しくなった子どもに対し、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)*と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)*があります。

② 量の見込みと実績値

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
提供量	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日	12 人日
過不足(提供量-量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	4 人日	人日	人日	人日	人日
実施箇所数(確保方策)	2 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
提供量	4 人日	人日	人日	人日	人日
過不足(提供量-ニーズ量)	0 人日	人日	人日	人日	人日

※ 人日…各年度の利用者数×日数を表します。例えば、Aさんが子ども1人を年間3日、Bさんが子ども1人を年間2日預けた場合、5人日となります。当町では、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)のみ実施しています。

③ 実績に対する分析

R2年度は、1件の利用がありました。利用希望が少ないことから、一時的な養育困難について、各家庭で対応できることが多いと考えられますが、制度を知らない家庭もあると思われるため、必要な家庭に情報が伝わるよう、関係機関に対する周知、住民に対する周知の工夫が必要と考えます。

④ 今後の方向性

保護者の事情により、一時的に養育困難となった児童の保護を適切に行えるよう、希望に応じ対応します。急な預け先に困った場合、園やファミリー・サポート・センターに相談する保護者が多いと考えられることから、子どもに関する機関への周知を行います。また、ホームページでの周知を行います。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

10 ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

担当 / 子ども家庭課

① 事業概要

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

② 量の見込みと実績値

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	295 人日	292 人日	299 人日	298 人日	302 人日
提供量	295 人日	292 人日	299 人日	298 人日	302 人日
過不足(提供量-量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量(利用者数)	372 人日	人日	人日	人日	人日
提供量	372 人日	人日	人日	人日	人日
過不足(提供量-ニーズ量)	0 人日	人日	人日	人日	人日

※ 人日・・・各年度の利用者数×日数を表します。例えば、Aさんが子ども1人を年間3日、Bさんが子ども1人を年間2日預けた場合、5人日となります。

③ 実績に対する分析

援助の内訳としては保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送りが最も多く、保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かりも前年度を上回り、量の見込みを上回ったものの、援助依頼に対する援助活動の連絡・調整は実施できており、事業目的を達成しました。様々な依頼内容にも、世帯の状況に配慮し丁寧な対応、調整を行いました。また、援助会員養成講座(2回)を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止しました。高齢や世帯事情などにより退会する会員もいるため、援助会員の増員には至りませんでした。

④ 今後の方向性

利用者は年々増加傾向にあり、今後は利用定員を超える可能性があります。利用者の増加は、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加が要因の一つと考えられます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

11 一時預かり事業

担当 / 学校教育課

① 事業概要

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する幼稚園就園の子どもを対象に実施する事業です。

また、一時保育は、保護者の疾病、事故、出産や冠婚葬祭などの理由によって、家庭での保育が一時的に難しくなった未就園の子どもについて、主に昼間、保育園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

② 量の見込みと実績値

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者)	幼稚園	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日
	2号認定の幼稚園の 定期的利用	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日
	保育園	151 人日	151 人日	150 人日	149 人日	148 人日
実施箇所数(確保方策)		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提供量	幼稚園	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日
	2号認定の幼稚園の 定期的利用	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日	— 人日
	保育園	151 人日	151 人日	150 人日	149 人日	148 人日
過不足(提供量－量の見込み)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (利用者)	幼稚園	— 人日	人日	人日	人日	人日
	2号認定の幼稚園の 定期的利用	— 人日	人日	人日	人日	人日
	保育園	84 人日	人日	人日	人日	人日
実施箇所数(確保方策)		1 か所	か所	か所	か所	か所
提供量	幼稚園	— 人日	人日	人日	人日	人日
	2号認定の幼稚園の 定期的利用	— 人日	人日	人日	人日	人日
	保育園	84 人日	人日	人日	人日	人日
過不足(提供量－ニーズ量)		0 人日	人日	人日	人日	人日

※ 人日・・・各年度の利用者数×日数を表します。例えば、Aさんが子ども1人を年間3回、Bさんが子ども2人をそれぞれ年間5日と7日預けた場合、15人日となります。

③ 実績に対する分析

一時預かり事業は未実施の事業ですが、実施については今後の検討課題とします。
また、みなみ保育園で実施している一時保育については、利用者が増加傾向にありましたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者が減少したと考えられます。

④ 今後の方向性

みなみ保育園で実施している一時保育については、今後も継続して実施していきます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

12 延長保育事業

担当 / 学校教育課

① 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、保育園で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

② 量の見込みと実績値

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	58 人	58 人	57 人	57 人	57 人
実施箇所数(確保方策)	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
提供量(保育短時間認定のみ)	58 人	58 人	57 人	57 人	57 人
過不足(提供量－ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	88 人	人	人	人	人
実施箇所数(確保方策)	6 か所	か所	か所	か所	か所
提供量(保育短時間認定のみ)	88 人	人	人	人	人
過不足(提供量－ニーズ量)	0 人	人	人	人	人

※ 人数は、各年度の利用者数(実人数)を表します。普段、早朝・延長保育を利用していない子どもが利用した場合の人数です。

③ 実績に対する分析

不足なくサービスが提供されていると考えられます。

④ 今後の方向性

利用者は年々増加傾向にあり、今後は利用定員を超える可能性があります。利用者の増加は、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加が要因の一つと考えられます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

13 病児・病後児保育事業

担当 / 学校教育課

① 事業概要

病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労などの理由によって、保護者が保育できない場合に、保育施設で子どもを預かる事業です。

② 量の見込みと実績値

量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	35 人日
提供量	36 人日	36 人日	36 人日	36 人日	35 人日
過不足(提供量－量の見込み)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	16 人日	人日	人日	人日	人日
提供量	16 人日	人日	人日	人日	人日
過不足(提供量－ニーズ量)	0 人日	人日	人日	人日	人日

※ 人日・・・各年度の利用者数×日数を表します。例えば、Aさんが子ども1人を年間3日、Bさんが子ども1人を年間2日預けた場合、5人日となります。

③ 実績に対する分析

病児保育広域対応支援事業については、平成29年度から桑名市と協定を締結し、「桑名市病児保育事業実施要綱」に基づき病児保育事業を実施しています。
新型コロナウイルス拡大防止対策により、利用者が減少したと考えられます。

④ 今後の方向性

今後も継続して実施します。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

14 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

担当 / 子ども家庭課

① 事業概要

保護者が就業などによって昼間家庭にいない小学校に就学している子どもを対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員の活動支援のもと子どもの健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

② 量の見込みと実績値

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (利用者)	1～3年生	193 人	197 人	199 人	201 人	202 人
	4～6年生	103 人	98 人	102 人	101 人	103 人
	合計	296 人	295 人	301 人	302 人	305 人
実施箇所数(確保方策)		7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
提供量		296 人	295 人	301 人	302 人	305 人
過不足(提供量－量の見込み)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

実績値		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1～3年生	202 人	人	人	人	人
	4～6年生	95 人	人	人	人	人
	合計	297 人	人	人	人	人
実施箇所数(確保方策)		7 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
提供量		297 人	人	人	人	人
過不足(提供量－ニーズ量)		0 人	人	人	人	人

※ 人数は、各年度の利用者数を表します。

③ 実績に対する分析

利用者は年々増加傾向にあり、今後は利用定員を超える可能性があります。利用者の増加は、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加が要因の一つと考えられます。

④ 今後の方向性

小学校児童の放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。入所希望児童数が増加する可能性があるため、受け入れ場所の確保ができるよう努めます。施設が老朽化している放課後児童クラブについて小学校の余裕教室の活用について進めます。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする
教育・保育の提供体制の確保内容、その実施時期

15 実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当 / 学校教育課

① 事業概要

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

② 量の見込みと実績値

本町では、未実施の事業です。
必要に応じ、実施を検討します。

③ 実績に対する分析

本町では、未実施の事業です。

④ 今後の方向性

必要に応じ、実施を検討します。